第十二条　損失又は損害についての補償

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、損害賠償、補償、原状回復その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の**塡**補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自国の法令に定める手続に従って、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f)　第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払

(g)　第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2　1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十六条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3　各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。国際司法裁判所長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、必要な任命は、国際司法裁判所次長により行われる。同次長もこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、必要な任命は、国際司法裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

4　仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該投資家又は一方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2　7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議により解決する。

4　紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から三箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。